

【ポスター発表】

認知症ケアにおける医療と介護の連携

－「同一法人」か「別法人」かに基づく分析－

○ 日本福祉大学健康社会研究センター 伊藤 美智予 (4726)

伊藤 大介 (日本福祉大学健康社会研究センター・8416)、近藤 克則 (日本福祉大学・3953)

キーワード：認知症、医療と介護、連携

1. 研究目的

現在、国レベルで推進されている「地域包括ケアシステム」の構築は、高齢者が尊厳を保ちながら重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できる地域での体制づくりを目指すものである。その地域包括ケアシステムを実現するための課題のひとつとして、地域における医療と介護の連携が指摘されている（地域包括ケア研究会 2013）。

また、厚生労働省は、今後増加が見込まれる認知症の人やその家族への支援策として『今後の認知症施策の方向性について』を発表した（2012年6月）。認知症施策においても、「早期診断・早期対応」「地域で生活を支える医療サービスの構築」など、今後、認知症施策を推進する上で医療がより重要な役割を果たすことが期待されている。認知症の人と家族を地域で支えるためには、「医療・介護サービスの円滑な連携」が重要になると思われる。

そこで本研究では、認知症ケアにおける医療と介護の連携のあり方を検討するため、主治医とケアマネジャー（以下、ケアマネ）が同一法人に所属しているか否かで、連携への評価がどのように異なるかについて明らかにすることを目的とした、

2. 研究の視点および方法

日本医療福祉生活協同組合連合会に加盟している111生協のうち、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターがある104生協の居宅介護支援事業所326ヶ所、地域包括支援センター18ヶ所とし、それらを利用する認知症自立度I以上の方を対象とした。そこから抽出率4分の1のランダムサンプルを事業所で実施し、5,627名の利用者情報について担当ケアマネに記入を依頼した。101生協296事業所から4,657名の調査票を回収した（回収率82.8%）。

主な分析項目は次の通りである。①ケアマネからみた主治医との連携への評価、②上記①の理由、③主治医のサービス担当者会議への出席と連携への評価の関連、④診断のシェア状況。なお、④診断のシェア（平原 2013）については、「原因疾患の確定診断を受けている」利用者（n=1608）に限定し、診断結果を誰と共有しているか分析した。これらの項目は、主治医とケアマネの所属先が「同一法人」「別法人」かの視点から分析を行った。

3. 倫理的配慮

調査対象となった利用者とその家族に対し、担当ケアマネが、①個人が特定できるデータの収集は行わないこと、②データは本研究以外に使用しないこと、③この研究に不参加の場合でも、不利益を被らないことなどについて書面と口頭で説明し、同意を得て行った。

4. 研究結果

①ケアマネからみた主治医との連携への評価では、同一法人では77.1%が肯定的評価（「とてもそう思う」「まあそう思う」）であるのに対し、別法人では38.5%であった（ $p<.001$ ）（図1）。

②連携がとれている理由のうち、「主治医との連絡・相談方法が確立している」（同一法人39.8%/別法人14.5%）、

「主治医に連絡・相談しやすい雰囲気がある」（29.8%/11.5%）、

「看護師などの他の職種の仲介がある」（30.4%/13.0%）、

「日常的に主治医とこまめに連絡をとりあえている」（17.8%/2.3%）等の項目で有意な差が見られた（ $p<.001$ ）。

③主治医のサービス担当者会議への出席と連携への評価の関連をみると、主治医とケアマネが同一法人の場合、別法人に比べて主治医がサービス担当者会議に出席していなくても、連携がとれていると回答する割合が高かった。

④診断のシェアについては、同一法人の方が「介護サービス提供者」「医療サービス提供者」の専門職と本人・家族との間で診断結果を共有している割合が高かった。

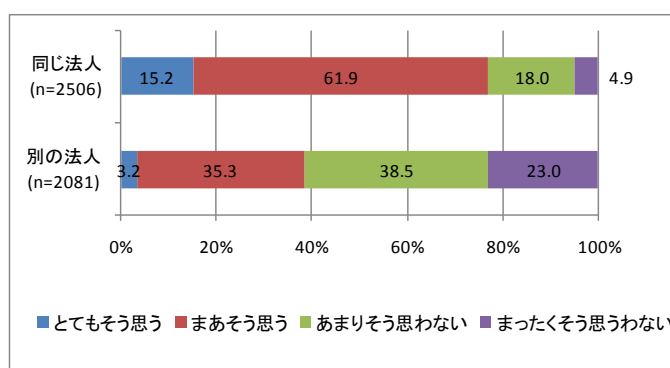


図1. ケアマネからみて主治医との連携はとれているか

5. 考察

本研究の結果に基づけば、別法人よりも同一法人の方が、認知症ケアにおける医療と介護の連携が促進されやすい傾向にあることが示唆された。顔の見える関係づくりがしやすく、日常的にコミュニケーションを図ることで情報共有しやすいことなどが、その要因だと考えられた。

文献

- 1) 地域包括ケア研究会（2013）『地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点』（平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）
- 2) 平原佐斗司編著（2013）『認知症ステージアプローチ』中央法規。